

I 平成 27 年度の指定団体等

県では、平成 26 年 3 月に、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間を計画期間とする「第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画」（以下「第IV期計画」という。）を策定しました。この計画は、県と公社等外郭団体（以下「公社等」という。）が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めることを目指して、社会情勢の変化や東日本大震災からの復興に向けた新たな役割等を考慮しながら、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ることを目的としています。

平成 27 年度は、56 団体を公社等として指定しました。団体名については、「公社等外郭団体一覧」(P10) のとおりです。

第IV期計画では、収支状況等が良好で、更なる経営改善や経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、県の関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進することとしています。

一方、業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等や、第三セクター等改革推進債を活用し経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化することとしています。「改善支援団体」として分類した 12 団体については、経営改善に向けた数値目標と具体的な取組を定めた「改革スケジュール」を作成し、それぞれの課題解決に向けた取組を進めてきました（「V 改善支援団体の取組状況」(P11～)を参照）。

○平成 27 年度指定団体の増減について

団体名	状況等
一般社団法人東北地域医療支援機構	平成 27 年 10 月に設立された当該団体に出資を行ったことから指定したもの
一般財団法人宮城県下水道公社	平成 25 年 12 月に出えん金相当額を県に寄附し、平成 26 年度からは公募による指定管理者となつたことに伴い、指定要件から外れたもの

II 県の取組内容

1 経営評価の実施

経営評価は、公社等が自ら事業実施に先立ち、経営改善のための目標を設定し、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、平成 27 年度指定の 56 団体に対し、公社等が実施した経営評価の報告に対して、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行いました。

また、第IV期計画では、「改善支援団体」に分類された公社等を、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会（公認会計士 4 人、中小企業診断士 1 人、経営士 1 人の計 6 人で構成）による調査審議の対象としていることから、「改善支援団体」全 12 団体のうち、平成 27 年度は、(株)仙台港貿易促進センター及び（一社）宮城県林業公社の 2 団体について調査・審議を行いました。所管部局（主務課）は、経営評価委員会から出された各団体の経営改善に関する意見に基づき、適切な助言又は指導を継続して行うこととしています。

○ 経営評価委員会の意見

(株)仙台港貿易促進センター	<p>【現事業の堅実な運営について】</p> <p>アクセル事業を県に譲渡し賃貸事業に特化した結果、現状では堅調な事業運営がなされているが、将来にわたって物流ターミナルのテナントを確実に確保できるよう情報収集や施設のPRに積極的に取り組み、今後とも単年度黒字を達成できるよう最大限の経営努力を継続し、累積欠損金の早期解消に努めること。</p> <p>【資本金について】</p> <p>保有している金融資産については、確実で有効な運用を行うこと。また、団体の資本金は設立当初の趣旨に対応しているものであり、現在行っている賃貸事業に見合っていないため、今後の事業展開の検討と併せて、コストの低減や株主の利益保護も念頭に減資の検討を行うこと。</p> <p>【団体の役割・あり方について】</p> <p>現状では賃貸事業のみを行っており、県が出資する意義が薄れている。県の経済振興にとって仙台港の発展や輸出入の拡大は重要であり、その中で団体が果たすべき役割を県として明確にし、今後のあり方を改めて検討すること。</p>
(一社)宮城県林業公社	<p>【経営計画等について】</p> <p>次期分収林経営計画に基づく進行管理を十分に行い、最大限の経費節減と収益確保に取り組みながら、平成34年度からの自立的経営の実現を目指すこと。特に、分収割合の見直しについて成果が得られるよう、県と連携して、計画的に進めること。</p> <p>また、林業の魅力をアピールしながら人材の確保に努めるとともに、専門性の高い人材の育成を図ること。</p> <p>【森林資産の適正な把握について】</p> <p>分収林事業は費用と収益の対応が50年以上の長期にわたる事業であり、単年度収支からは実態が見えにくい。経営計画の進行管理や適時の伐採・販売に対応する必要があることから、森林資産の時価評価を隨時把握できる手法の導入を検討し、森林資産の適時・適正な把握に努めること。</p> <p>【県民が納得できる分かりやすい情報発信等について】</p> <p>団体の存続や森林整備事業には多額の税金が投入されていることから、県民が森林の公益的機能やその中で公社が果たす役割について価値観を共有できるような、分かりやすい情報発信を行うこと。また、森林保全の大切さや林業について体験・学習できるような取り組みについても検討すること。</p> <p>【団体に対する県の対応について】</p> <p>県からの財政的援助が不可欠な団体であることから、経営計画の進行管理を適正に行うとともに、経費節減や収益確保策の検討など経営改善に向けた取り組みについても積極的に関与すること。特に、分収割合の見直しについては、団体単独での対応は難しいと懸念されることから、県としても十分な支援を行うこと。</p>

2 財政的関与の適正化

公社等の自立的運営を促進するため、委託金（随意契約に係るもの）・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきたところです。

平成 27 年度の実績額は、6,832,073 千円で、平成 26 年度実績対比で 78.1%，平成 27 年度計画対比で 75.3%となっています。

○ 県の財政的関与額

(単位：千円)

	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 計画	平成 27 年度 実績	H27 実績 ／H26 実績	H27 実績 ／H27 計画
委託金	2,757,634	4,440,057	3,234,580	117.3%	72.8%
補助金	5,813,267	4,482,782	3,424,969	58.9%	76.4%
負担金	174,680	147,237	172,524	98.8%	117.2%
合 計	8,745,581	9,070,076	6,832,073	78.1%	75.3%
単年度貸付額	4,560,324	2,002,500	2,002,500	43.9%	100.0%
年度末貸付金残高	109,787,963	108,913,357	109,095,824	99.4%	100.2%
損失補償（債務保証）残高	21,375,037	18,089,043	18,433,983	86.2%	101.9%

※平成 26・27 年度実績は、各年度に公社等外郭団体に指定した 56 団体を集計。

※委託金については、随意契約に係るもののみ集計（指定管理者制度に係る管理委託料のうち、公募によるものは含めていない）

3 委託の在り方の見直し

公社等への委託にあたっては業務内容を隨時見直すとともに、随意契約で委託している業務について競争入札の適用の可否を検討しています。

また、指定管理者制度により公の施設の管理者を行うに当たっては、「指定管理者制度運用指針（平成 20 年 7 月 9 日制定）」に基づき、原則として公募することとしています。平成 28 年 3 月 31 日現在で、公社等が指定管理者となっている施設は前年度から 3 施設減少して 25 施設ありますが、そのうち 12 施設が公募によるものであり、非公募は 13 施設となっています。

なお、減少した 3 施設については、（一財）宮城県下水道公社を含む共同企業体が指定管理者となっている施設であり、平成 27 年度から当該下水道公社が公社等の指定から外れたことによるものです。

○県の公の施設の指定管理者となっている公社等外郭団体

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	団 体 名	施設名称
公 募	(公財)宮城県文化振興財団	○東京エレクトロンホール宮城（県民会館）*
	(社福)宮城県社会福祉協議会	○介護研修センター ○援護寮 ○啓佑学園 ○第二啓佑学園 ○船形コロニー ○七ヶ森希望の家
	(一財)みやぎ産業交流センター	○みやぎ産業交流センター*

公募	(公財)宮城県スポーツ振興財団	○宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場を除く)※
		○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場を除く)※
非公募	(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場に限る)(2施設)※
	(公財)慶長遣欧使節船協会	○伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
	(公社)みやぎ農業振興公社	○慶長使節船ミュージアム
	宮城県住宅供給公社	○岩出山牧場 ○改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場(8施設) ○特定公共賃貸住宅及び駐車場(2施設)

※ 共同企業体による管理

4 公社等代表者への充て職等の廃止・縮小

知事等が恒常に団体の代表者に就任する充て職等は、経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、原則廃止することとしています。

平成28年3月31日現在で代表者への充て職等を実施している団体は、前年度と同じ4団体となっていますが、理事等の互選により代表者に就任しています。

○ 代表者への充て職等を行っている団体

- ・(公財)東北自治研修所《代表理事：公務研修所長》
- ・(公社)宮城県観光連盟《代表理事(会長)：知事》
- ・(株)仙台港貿易促進センター《会長：知事》
- ・(公社)宮城県国際経済振興協会《理事長：副知事》

5 県職員の派遣の適正化

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)」に基づく平成28年3月31日現在の公社等への県職員の派遣状況は、団体数は前年度から2団体減の5団体、派遣人数は前年度から2人減の12人となっています。

※平成27年度から県職員派遣をやめた公社等：(一社)宮城県林業公社、仙台空港鉄道(株)

○ 県職員の派遣団体数と派遣人数

	平成27年3月31日	平成28年3月31日	増減
団体数	7団体	5団体	△2団体
派遣人数	14人	12人	△2人

○ 派遣団体名と派遣人数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

団体名	人数	団体名	人数
(公財)東北自治研修所	1 人	(公社)みやぎ農業振興公社	2 人
(公財)みやぎ産業振興機構	4 人	(公財)宮城県体育協会	3 人
(公社)宮城県国際経済振興協会	2 人	計	12 人

6 県退職者の再就職の適正化

県では、県退職者の再就職の透明性、公平性、妥当性を確保することを目的に、平成 15 年に「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を毎年度公表してきました。

平成 27 年度に知事部局を本庁課長級以上で退職した職員のうち、「職員の退職管理に関する条例（平成 28 年 4 月施行）」に基づき届出された再就職状況（平成 28 年 4 月～6 月末まで）については、平成 28 年 7 月 21 日に公表しましたが、公社等への再就職者は 25 人で、うち常勤役員 7 人、常勤職員 16 人、非常勤職員 2 人となっています（役員兼職員の場合は役員に分類）。

III 公社等の取組内容

1 経営評価の実施

公社等は、平成 27 年度の経営状況について団体改革計画表に基づく自己評価を行うこととしています。また、改善支援団体に分類された公社等にあっては、具体的な取組について改革スケジュールを作成しました（各団体の改革スケジュール及び取組状況は、「V 改善支援団体の取組状況」（P11～）を参照）。

（1）経営自己評価の概要

① 経営改善の目標の達成に向け、計画どおりに取り組んでいるか。

計画どおり	ほぼ計画どおり	更なる努力が必要
26 団体（46.4%）	29 団体（51.8%）	1 団体（1.8%）

② 平成 27 年度決算において、財務状況は前期と比較して改善しているか。

改善	変化なし	悪化
32 団体（58.2%）	21 团体（38.2%）	2 团体（3.6%）

（※平成 27 年度から新たに指定された（一社）東北地域医療支援機構を除く）

③ 総合的に判断し、経営状況は前期と比較して良くなっているか。

良化	横ばい	悪化
25 団体（45.5%）	28 团体（50.9%）	2 团体（3.6%）

（※平成 27 年度から新たに指定された（一社）東北地域医療支援機構を除く）

(2) 当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況

平成 27 年度決算において当期正味財産の増又は当期純利益を計上している団体は 36 団体で、金額は合計で 4,735 百万円となっています。

また、当期正味財産の減又は当期純損失を計上している団体は 17 団体で、金額は合計で 1,289 百万円となっています。

	対象 団体数	当期正味財産の増 又は当期利益を計上		当期正味財産の減 又は当期損失を計上	
		団体数	金額合計	団体数	金額合計
平成 27 年度	53 団体	36 団体	4,735 百万円	17 団体	1,289 百万円
平成 26 年度	52 団体	35 団体	5,424 百万円	17 团体	785 百万円

※平成 26 年度：当期利益（当期正味財産増減額）が 0 円の 2 団体 ((一社) 宮城県林業公社, 宮城県道路公社) 及び正味財産増減計算書を作成していない 2 団体 (宮城県商工会連合会, 宮城県農業会議) の計 4 団体を除いて集計

※平成 27 年度：当期利益（当期正味財産増減額）が 0 円の 1 団体 (宮城県道路公社) 及び正味財産増減計算書を作成していない 2 団体 (宮城県商工会連合会, (一社) 宮城県農業会議) の計 3 団体を除いて集計

2 経営基盤の確立等

(1) 役職員数の適正化

平成 28 年 3 月 31 日現在の公社等外郭団体の常勤役員数は 88 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 1 人、県退職者は 50 人となっています。

また、常勤職員数は 1,436 人となっており、そのうち県からの派遣職員は 11 人、県退職者は 117 人となっています。

① 常勤役員数

平成 27 年 3 月 31 日現在			平成 28 年 3 月 31 日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
88 人	1 人	57 人	88 人	1 人	50 人	±0 人	±0 人	△7 人

② 常勤職員数

平成 27 年 3 月 31 日現在			平成 28 年 3 月 31 日現在			増 減		
総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者	総数	県職員	県退職者
1,443 人	13 人	115 人	1,436 人	11 人	117 人	△7 人	△2 人	+2 人

常勤職員数における県退職者が前年度に比べ増加しているのは、(一社) みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会や県道路公社等の団体で増加したことによるものです。

(2) 報酬・給与の適正化

県の出資割合が 25% 以上の団体にあっては、常勤役職員の平均年収を団体改革実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」(P30～)を参照）。

(3) 事務事業の見直し等

各団体は、経営基盤の確立に向け、事務事業の見直し等に取り組むこととしています。それぞれの取組内容等については団体改革実績・計画表に記載しています（「VI 公社等外郭団体の団体改革実績・計画表」（P30～）を参照）。

3 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

(1) 役員等への民間経験者の登用

役員等については、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材を活用するよう努めていますが、登用の状況は次のとおりです。

	登用済み	検討中	予定なし
平成 27 年度	44 団体 (78.6%)	5 団体 (8.9%)	7 団体 (12.5%)
平成 26 年度	41 団体 (73.2%)	4 団体 (7.2%)	11 団体 (19.6%)

(2) 公認会計士又は監査法人による監査体制

監査体制については、外部の専門家を活用することが望ましいことから、昨年度から評価項目を「公認会計士又は監査法人の監査を受けているか」としたところ、状況は次のとおりです。

なお、公社等の業務の内容や規模等によっては公認会計士や監査法人の監査を受ける体制を整備することが難しい場合も想定されるため、「検討中」又は「予定なし」と回答した団体については、団体改革実績・計画表の評価結果コメントに、それぞれの財務諸表等の確認体制について記載していますが、18 団体 (32.1%) で公認会計士や税理士の指導・確認を受けています。

	整備済み	検討中	予定なし
平成 27 年度	26 団体 (46.4%)	8 团体 (14.3%)	22 団体 (39.3%)
平成 26 年度	27 団体 (48.2%)	7 团体 (12.5%)	22 团体 (39.3%)

(3) 経営評価体制の整備

団体独自の経営評価を行う体制をとっているかについては、次のとおりです。

	整備済み	検討中	予定なし
平成 27 年度	34 団体 (60.7%)	15 団体 (26.8%)	7 团体 (12.5%)
平成 26 年度	32 团体 (57.1%)	15 团体 (26.8%)	9 团体 (16.1%)

4 コンプライアンスの徹底等

県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスの徹底と職員の意識醸成に努めていますが、取組の状況は次のとおりです。

取組実施		未実施
(重複あり)		0 団体 (0.0%)
56 団体 (100.0%)	法令遵守の内規	その他の取組実施
策定済 28 団体 (50.0%)	策定予定 4 団体 (7.1%)	40 团体 (71.4%)

5 インターネット等による情報公開の推進

県民がより簡単に情報を入手できるよう、インターネットを活用し、業務・財務に関する資料の公開に努めることとしており、公開の状況は次のとおりです。

	実施済み	検討中	予定なし
平成 27 年度	50 団体 (89.3%)	6 団体 (10.7%)	0 团体 (0.0%)
平成 26 年度	49 团体 (87.5%)	7 团体 (12.5%)	0 团体 (0.0%)

なお、資本金や基本財産等の額の県出資割合が 25%以上の団体、県の補助金等が 5 千万円以上かつ団体の予算規模の 2 分の 1 以上となる団体については、「出資団体等の情報の公表に関する要綱」に基づき、経営状況などに関する資料を県政情報センターと地方 6 カ所の県政情報コーナーで閲覧することができます。

IV 第Ⅳ期計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

平成 27 年度の取組状況については、公社等の実績報告に基づく取りまとめを行い、平成 28 年 8 月 1 日に知事を本部長とする行政改革推進本部会議において本書のとおり決定しました。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

平成 27 年度の公社等外郭団体総合調整委員会では下記の付議事項について審議を行いました。

日付	付議事項	団体名等
H27. 10. 2	公社等の設立及び公社等への出資等について	一般社団法人東北地域医療支援機構
H28. 2. 1	公社等外郭団体への県職員派遣の適否について	公益財団法人東北自治研修所 公益財団法人みやぎ産業振興機構 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益財団法人宮城県体育協会
H28. 3. 22	平成 27 年度公社等外郭団体の指定の追加について 平成 28 年度公社等外郭団体の指定について	一般社団法人東北地域医療支援機構 公益財団法人東北自治研修所ほか 53 団体

3 公社等の自己管理等

公社等は、自ら設定した経営改善目標の達成に向けて実施した取組に対する自己評価を行うとともに、その評価結果を踏まえた今後の取組計画について団体改革計画表を作成し、知事、教育委員会及び公安委員会に提出しました。

また、改善支援団体にあっては、改革スケジュールに基づき、経営改善に向けた取組を実施しました。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理の状況は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

【行政経営推進課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>)】

参考 公社等外郭団体一覧【平成 27 年度指定 56 団体】 (H28. 3. 31 現在)

<p>1 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものをお出资している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの（35 团体）</p> <p>宮城県土地開発公社 仙台臨海鉄道株式会社 阿武隈急行株式会社 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 公益財団法人宮城県環境事業公社 公益財団法人宮城県文化振興財団 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 一般社団法人東北地域医療支援機構^{※1} 公益財団法人宮城県腎臓協会 公益財団法人みやぎ産業振興機構 株式会社テクノプラザみやぎ 宮城県信用保証協会 公益財団法人宮城県国際化協会 一般財団法人みやぎ産業交流センター 株式会社仙台港貿易促進センター 宮城県漁業信用基金協会 公益社団法人みやぎ農業振興公社 公益財団法人翠生農学振興会 公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会 一般社団法人宮城県畜産協会 公益財団法人みやぎ林業活性化基金 一般社団法人宮城県林業公社 一般財団法人みやぎ建設総合センター 宮城県道路公社 公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社 宮城県開発株式会社 塩釜港開発株式会社 仙台空港鉄道株式会社 仙台空港ビル株式会社 仙台エアカーゴターミナル株式会社 宮城県住宅供給公社 公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 公益財団法人宮城県体育協会 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター</p>	<p>2 県の出資割合が4分の1未満で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 出資割合が5分の1以上であり、かつ県が最大出資者となっているもの（該当なし）</p> <p>(2) 県からの補助金等の割合が総収入の4分の1以上のもの（16 团体）</p> <p>公益財団法人東北自治研修所 一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター 一般財団法人宮城県地域医療情報センター 一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 一般社団法人宮城県計量協会 宮城県商工会連合会 宮城県中小企業団体中央会 公益社団法人宮城県トラック協会 公益社団法人宮城県観光連盟 公益社団法人宮城県国際経済振興協会 一般社団法人宮城県農業会議^{※2} 宮城県土地改良事業団体連合会 公益財団法人宮城県水産振興協会 公益社団法人宮城県建設センター</p> <p>(3) 県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度から公社等外郭団体に指定するもの（5 团体）</p> <p>株式会社インテリジェント・コスマス研究機構 宮城県職業能力開発協会 宮城県農業信用基金協会 公益社団法人宮城県物産振興協会 一般社団法人宮城県交通安全協会</p> <p>《指定 56 团体の内訳》</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>16 团体</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>8 团体</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>3 团体</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>8 团体</td> </tr> <tr> <td>特殊法人</td> <td>10 团体</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>1 团体</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>10 团体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 27 年 10 月に設立 ※2 平成 28 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行</p>	公益財団法人	16 团体	公益社団法人	8 团体	一般財団法人	3 团体	一般社団法人	8 团体	特殊法人	10 团体	社会福祉法人	1 团体	株式会社	10 团体
公益財団法人	16 团体														
公益社団法人	8 团体														
一般財団法人	3 团体														
一般社団法人	8 团体														
特殊法人	10 团体														
社会福祉法人	1 团体														
株式会社	10 团体														